

- ◎国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (第2条)
- ◎食に関する感謝の念と理解 (第3条)
- ◎食育推進運動の展開 (第4条)
- ◎子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (第5条)
- ◎食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (第6条)
- ◎伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (第7条)
- ◎食品の安全性の確保等における食育の役割 (第8条)

(図3)「食育基本法」(平成17年6月)における基本理念